



住宅などを建築する際は 境界から壁面を後退しましょう

次世代に誇れる景観づくりのため、ゆとりのある建築計画を立て、壁面を道路・隣地境界から後退しましょう。
 図建築住宅課建築景観係 (☎71・2242 ☎72・3569)

景観づくりの推進

市では、次世代に誇れる景観づくりのため、平成23年から「安曇野市景観条例」を施行しています。地域によって景観の特徴が異なるため、市内を4つのエリアに分け(図1参照)、景観づくりの方針や建築物の色・配置などの基準を設定しています。

目安は推奨基準ですが、後退距離を満たせない場合は、隣地住民に説明を行い、同意を得ましょう。また、工事の着工前に近隣に建築計画の概略を説明するなど、トラブルを防止しましょう。

「山麓・山間部エリア」の内、「山麓保養区域」は、目安(推奨基準)と異なり、原則守る必要がある遵守基準を定めています。山麓保養区域の範囲は市HPをご覧ください。建築住宅課へ問い合わせください。

エリアによって 目安・基準が異なります

特に景観への影響の大きい「田園エリア」「山麓・山間部エリア」は、道路や隣地から壁面を後退する目安・遵守基準(表1、図2・3参照)を設定しています。

心地よい生活のために

ゆとりある空間を確保して建築物を建築することは、景観形成だけでなく、心地良い生活やプライバシーの保護にもつながります。建築物の壁面後退にご理解、ご協力をお願いします。

信頼を未来へつなぐ安曇野の水道 清らかで良質な水をいつまでも

最終回は下水道事業の現状と課題について紹介します。
 図経営管理課庶務担当 (☎71・2271 ☎72・3176)

経営の安定化に向けて

下水道事業は、施設整備を短期間で急速に進めてきたことから、老朽化による施設の更新時期が集中するため、計画的に更新する必要があります。また、人口の減少により、下水道使用料収入の増加も期待できない状況です。

そのため、市では汚水処理区域の見直しや処理場の統廃合を調査・研究し、経営の効率化を図っています。

また、単一事業での効率化には限界があることから、広域化や共同化の研究なども進めます。

下水道の水洗化率向上を

水洗化率は、下水道が整備されている地区で生活している人数に対し、下水道を利用している人数

の割合で表します。
 市の平成29年度末の水洗化率は83・8%で、3年前の80・0%から増加傾向にあり、引き続き水洗化率の向上を目指します。

下水道への早期接続を

生活環境の改善と豊かな水環境を守るため、下水道未接続の場合は早期の接続をお願いします。
 なお、市では平成30年度からの5年間、下水道接続工事費の一部を助成する補助金制度を新設しました。

この制度は、実施年度内に完了する下水道接続工事で、同一世帯の住民税の合計税額が5万円以下の場合に、工事費用の1割以内(10万円を限度)補助が受けられますので、ご利用ください。

水環境保全に欠かせない下水道処理

下水道は、バクテリアなどの微生物が、し尿や雑排水などの汚水の汚れを食べることを利用して、きれいな水へ処理しています。汚水を処理せずに河川に流すと、水中に栄養分などが増えることでアオコなどが発生し、悪臭や魚などの死滅を招くほか、害虫が大量に発生するため伝染病を流行させる原因にもなります。

下水道を利用することは、河川をきれいにして生態系を保全すると共に、悪臭などの発生抑止や、公衆衛生の役割を担っています。また、下水処理により発生する汚泥などを資源として活用することで、汚泥自体の量が減り、処分費用も削減でき、処理施設を運用するエネルギーとしても活用しています。

●下水道処理フロー

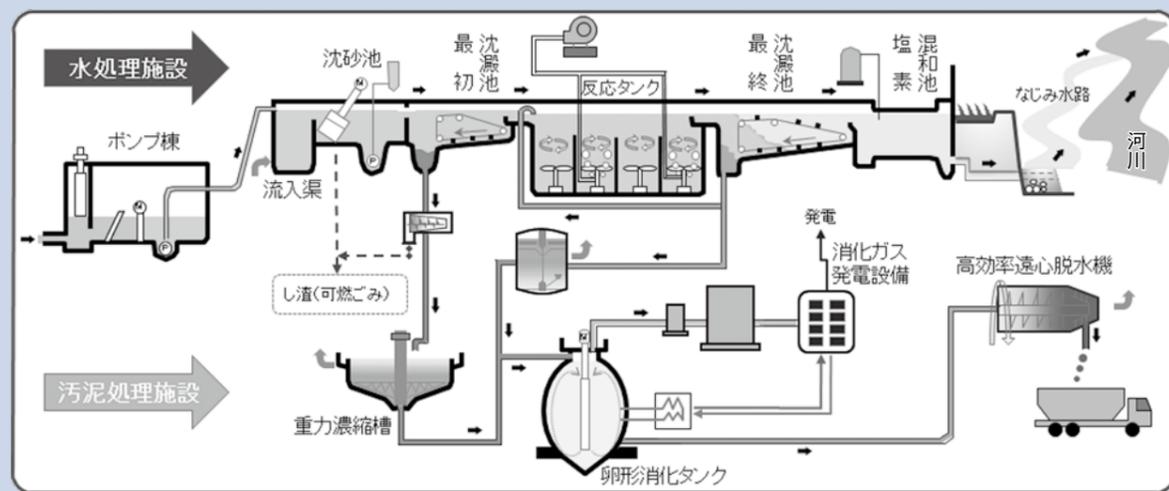


図2 田園エリアの目安

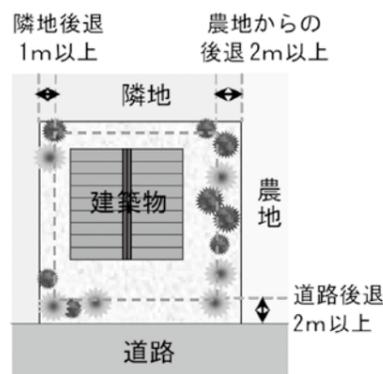


図3 山麓・山間部エリアの目安

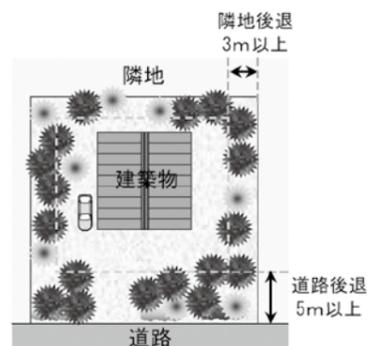


図1 景観計画のエリア区分

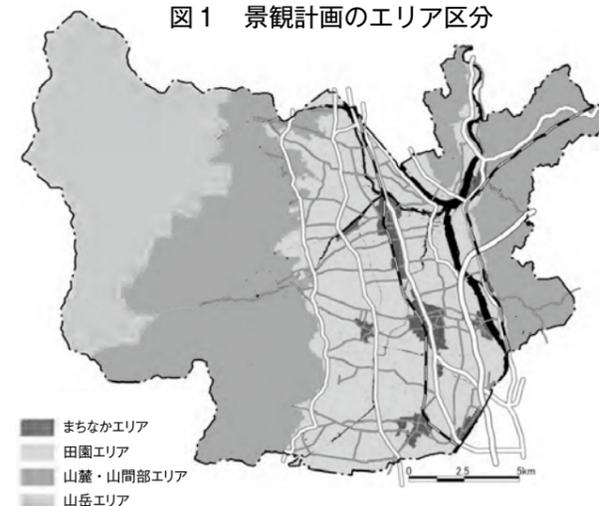


表1 壁面後退エリアの目安・基準

| エリア | 目安・基準 | 壁面後退距離 |
|-----------|----------|--|
| 田園エリア | 目安(推奨基準) | ・道路・農地境界から2m以上 ・隣地境界から1m以上 |
| 山麓・山間部エリア | 目安(推奨基準) | ・道路境界から5m以上 ・隣地境界から3m以上 |
| 山麓保養区域 | 遵守基準 | ・道路境界から5m以上 (主要幹線道路から10m以上) ・別荘・住宅は隣地境界から3m以上 (隣地同意があれば1m以上) ・専用住宅以外は隣地境界から10m以上 (隣地同意があれば5m以上) |